

氏名・（本籍地）	三木良子（新潟県）
学位の種類	博士（人間学）
学位記の番号	甲第112号
学位授与の日付	平成29年3月15日
学位論文題目	精神障害者が一般就労を継続していくための支援プロセス
論文審査委員	主査 坂本智代枝 副査 石川到覚 副査 白石弘巳

## 三木良子 氏 学位請求論文審査報告書

### 「精神障害者が一般就労を継続していくための支援プロセス」

#### 論文の内容の要旨

本課程博士論文は、一般就労をする精神障害者が障害者雇用促進法のもとで近年増加している反面、離職率が目立つ現状がある中で一般就労を継続している精神障害者の支援プロセスに焦点を当てた基礎研究である。本研究論文は、全国において先駆的に一般就労を継続的に支援している機関に所属するベテラン支援者を対象に質的調査(修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ：M-GTA)を用いて、「精神障害者が一般就労を継続する支援プロセス」を明らかにして「就労支援モデル」の新たな知見を提示し論考した成果である。

本研究の着眼点は、国内のみならず欧米の先行研究においても就労支援方法によるアウトカム研究が多く、その先駆的な欧米であっても日本と同様に精神障害者の就労は厳しい現状があるという研究関心からである。そこで、本研究の目的は、精神障害者の障害特性などから一般の事業所で働き続けるためには、就労面だけでなく生活面の支援も同時に行うことが求められるにもかかわらず、近年では障害福祉サービスの機能分化が進み、就労と生活を一体的に支援する場が限られてきていることから、「支援者が精神障害者の『その人らしい就労生活』を実現するための支援プロセス」をソーシャルワークにおけるジェネラリスト・アプローチの枠組みで解明することである。

序章では、研究目的、その背景や意義を述べ研究の枠組みを示し、第1章では障害者の一般就労・雇用をめぐる国際的な流れと障害者の権利条約における就労・雇用、日本及び欧米の精神障害者の雇用・就労に関する法制度の位置づけ、日本だけでなく欧米においても精神障害者の一般就労は厳しい状況にあり、課題があることを指摘している。第2章では、日本国内における精神障害者の一般就労や定着を阻害する要因と、先駆的な欧米の就

労支援の先行研究を概観している。さらに、ソーシャルワークを基盤とした就労支援についても概観し、これからの就労支援に求められる課題について論考している。第3章の精神障害者の一般就労支援における支援者へのインタビュー調査では、半構造化によるインタビュー調査を行い、M-GTAを用いて分析を行っている。第4章の分析結果では、「支援者が精神障害者の『その人らしい就労生活』を実現するための支援プロセス」の分析結果を結果図とストーリーラインで示している。第5章の先行研究との比較検討では、「その人らしい就労生活」の実現のための支援プロセスにおいては、本人と支援者とのパートナーシップによる協働関係だけでなく職場、家族、仲間などとの相互作用も影響を与えることが明らかとなり、支援者はそれらを活用しながら就労生活を支えるための支援方法として、ソーシャルワークにおけるジェネラリスト・アプローチに合致するものであることを明らかにしている。終章では、本研究のオリジナリティを明示し、現在就労支援を行っている支援者への支援指針を提示している。最後に、本研究の限界について取り上げ今後の課題を振り返っている。

上記のように本課程博士論文で示した研究成果は、精神障害者の「その人らしい就労生活」の支援において、ジェネラリスト・アプローチによるソーシャルワーク実践が具体的なプロセスをもって示されたことに本研究の意義があることを結論づけている。そして、精神障害者のみならず一般就労支援や継続支援が必要と考えられる人々や生活困窮者支援への汎用の可能性について、今後の課題として言及している。

### 審査結果の要旨

わが国は国際連合の「障害者権利条約」を批准し、それに準じた法制度を整備すべき課題の解決に向け、障害者政策や精神保健福祉施策の大きな転換期にある。このような状況において精神障害に特化した就労や就業及び雇用の具体的な方策の解明とともに、その中核となる一般就労支援に焦点化して精神障害者が安定的に就労生活を継続できるための支援プロセスをリアルに描き出した研究成果として本論文は社会的意義を有するものと評価できる。

当該論文の審査は、予備審査を経て公開口述試問を実施したが、副査の石川到覚（本学名誉教授）と外部副査の白石弘巳（東洋大学教授）および主査の坂本智代枝との合議により、三者が一致して「合格」と判定した。

評価に値する点として、まず先行研究によって広く世界的な視野から精神障害者の就労及び雇用に関する動向を踏まえ、わが国と欧米先進諸国の障害者雇用ないし就労状況の違いによる支援体制や方法を俯瞰しながら、本研究の位置づけや社会的な意義の根拠を示している。

次いで、本論文がわが国の精神障害者の「就労生活」に焦点化したことの意味づけや論

拠を示しつつ、障害者就労支援の全体像を踏まえながら、社会的に認定された「精神障害者」の「一般就労」に絞り、その就労生活の継続を支援するプロセスの解明に努力している。特に「精神障害者の就労生活における支援プロセス」を焦点にして質的研究法により可視化させながら、本研究の成果の論理展開によって、その独自性を示している。

さらには、精神障害という特性を踏まえた支援の方法論を明示しながら、その支援の違いを検討するために IPS(Individual Placement and Support) や DMA(Disability Management Approach) 及びソーシャルワークなどの先行研究の精査と比較検討を深めている。その中でも就労支援のソーシャルワークを見出すために就労支援実践の実績に関する先行調査と障害者就業・生活支援センターの実践を対比しつつ、基礎的なソーシャルワーク理論の先行研究を更に渉猟しながら、就労支援におけるソーシャルワーク論の新たな展開を探求している。

特に中核となる研究内容では、質的研究法である M-GTA による概念生成の過程において精神科リハビリテーション研究やソーシャルワーク研究などの理論的な根拠との検証を進め、本論の主題である「就労のための援助論」から、「新たな就労ソーシャルワーク論」を提示している。そのソーシャルワーク論に位置づけた就労支援機能とも捉えられる概念生成の中核に示した「その人らしい就労生活の支援」といった概念の抽出は、従来の精神科リハビリテーション論や経験則から語られてきた就労ソーシャルワークの支援プロセスを可視化させた研究成果として評価できる。

なお、残された研究課題は、本論文で焦点化した研究成果の汎用性の範囲が限定されるのが研究対象の事業所に限られ、そのソーシャルワーカーらによる支援が障害者雇用枠のため、今後、地域ベースの就労ソーシャルワークの提示を目指す研究といった挑戦的な研究へと展開されるよう望みたい。つまり、わが国の福祉政策の大転換期においては「地域共生社会」づくりが喧伝され、誰にでも必要な就労・就業・雇用施策での改革が喫緊の課題になっている。そこでは、旧厚生省・労働省の縦割りに止まらず、内閣府や経済産業省などの各省庁の横断的な政策化が必要になるからこそ、障害者政策も「地域包括化」が求められるからである。

以上のような審査の結果、本大学院博士後期課程における課程博士論文の審査基準に適合した学位論文として認定できる。